

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
1 $\frac{1}{2}$ tトラック (除染セット (除染装置Ⅱ型) 車体部)	GV-D 1 1 0 0 6 2 C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 3年 1月 18日
	変 更	令和 4年 8月 26日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染セット（除染装置Ⅱ型）の一部を構成する1 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット（除染装置Ⅱ型）車体部）（以下，“トラック”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、DSP D 0 0 0 2及びGLT-CG-Z 0 0 0 0 1による。

1.2.1

標準積載状態

空車状態のトラックに、搭載器材1 2 1 0 k gを搭載し、操縦手1名（8 0 k g）及び助手2名（1 6 0 k g）が乗車した状態をいう。

1.2.2

最大積載状態

空車状態のトラックに、搭載器材2 1 1 0 k gを搭載し、操縦手1名（8 0 k g）及び助手2名（1 6 0 k g）が乗車した状態をいう。

1.2.3

搭載器材

除染セット（除染装置Ⅱ型）をいう。

1.2.4

共通構造部

DSP D 0 0 0 2に規定する構造と共通の構造をもつ部位をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 9 0 1 5 - 1 計数値検査に対する抜取検査手順—第1部：ロットごとの検査
に対するAQL指標型抜取検査方式

b) 仕様書

DSP D 0 0 0 2 1 $\frac{1}{2}$ tトラック
GC-B 6 0 0 2 6 5 除染セット（除染装置）
GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第72号（10.3.26）〕

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトラックは、GC-B600265の契約の相手方への官給を目的とし、搭載器材の運用に十分耐え得るほか、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”及びこの仕様書の内容に適合しなければならない。

なお、共通構造部の装置は、DSP D 0002に基づき製造したものと同一とする。

2.2 構成

構成は、DSP D 0002の2.3による。

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、DSP D 0002の2.4による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、次によるほか、DSP D 0002の2.5.1による。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 荷台のサイドラック、ほろ及びほろ骨は、除く。
- b) フロントバンパ左側に、GS-C215816の空中線JAT-Z5が固定可能なアンテナブラケットを1個設ける。
- c) 洋型おの、ショベル及びバチツルハシの収納箱は、除く。
- d) 自動車番号標は取付けない。ただし、トラックの前部及び後部に自動車番号標を取付けられる構造とする。

2.4.2 形状及び寸法

形状及び寸法は、図1を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.4.3 質量

質量は、表1を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

表1—質量

単位 k g	
区分	質量
空車状態の質量	3 0 3 0
標準積載状態の質量	4 4 8 0
最大積載状態の質量	5 3 8 0

2.5 外観・機能・性能

2.5.1 外観

外観は、DSP D 0002の2.6.1による。

2.5.2 機能・性能

機能及び性能は、表3の試験方法によって試験したとき、表2による。

表2－機能・性能

項目		規定
性能	機関最大出力	DSP D 0002の2.5.1 a) 2)による。
	機関最大トルク	DSP D 0002の2.5.1 a) 3)による。
	制動力	主制動装置 制動力の総和を空車質量で除した値が4.9 N/kg以上とし、左右の差は0.78 N/kg以下とする。 なお、走行による計測の場合は、停止距離が37 m以下とする。
	駐車制動装置	制動力の総和を空車質量で除した値が1.96 N/kg以上とする。 なお、走行による計測の場合は、停止している状態とする。
最小回転（旋回）半径		DSP D 0002の表5による。
機能		異常があってはならない。

2.6 塗装

塗装は、DSP D 0002の2.7による。

なお、細部は、承認図面による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、DSP D 0002の2.8による。

なお、細部は、承認図面による。

2.8 標識

標識は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 0002の2.9による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は表3による。

表3－試験

検査項目		試験方法	判定基準
定置 ^{a)}	寸法・質量	空車状態で、全長、全幅、全高、軸距、輪距（前後）、最低地上高、荷台の幅、荷台の内法、操縦室（外側）の寸法及び質量について、計測器を使用して計測する。	2.4.2及び2.4.3による。
走行性能 ^{a) b)}	機関最大出力	原動機性能曲線図、走行性能曲線図などによって確認する。	2.5.2による。
	制動力	走行による試験の場合、主制動装置は、初速60 km/hで停止距離を測定する。駐車制動装置は、18 %勾配（tan値）の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。 なお、本試験を社内試験などで実施している場合は、当該成績書などで確認する。	

表3－試験（続き）

検査項目		試験方法	判定基準
走行性能 ^{a)} b)	最小回転（旋回）半径	空車状態で、かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して、低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。	2.5.2による。
機能 ^{b)} c)		空車状態で、10 km（標準）の走行を行い、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。ただし、車両の構造上の理由によって走行距離の確保が困難な場合は、距離を適宜短縮してもよい。	2.5.2による。
外観構造 ^{c)}	構造	目視による。	2.4.1による。
	形状		2.4.2による。
	外観		2.5.1による。
	塗装		2.6による。
	製品の表示		2.7による。
	標識		2.8による。
附属品 ^{a)}			5.3による。
注^{a)} J I S Z 9 0 1 5－1 に準じて実施し、抜取はロットの大きさ（N）に関係なく、資料の大きさ（n）を1、合格判定個数（A c）を0、不合格判定個数（R e）を1とする。 注^{b)} 車両の構造上等の理由によって、本表に示す試験方法による試験を実施することが適当でない場合は、D S P D 0 0 0 2 の2.6.2の性能・機能に基づき直近に製造し、官側の完成検査に合格している車両の当該検査資料に代えてもよい。 注^{c)} J I S Z 9 0 1 5－1 によって実施し、検査水準は通常検査水準Ⅱ、主抜取表は、なみ検査の一回抜取方式、合格品質水準（A Q L）は2.5とする。			

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3 保証範囲

官給先において施す処置によって運用したことに起因する不具合については、品質保証の範囲外とする。

4 出荷条件

出荷条件は、D S P D 0 0 0 2 の**箇条4**による。

5 その他の指示

5.1 全般

その他の指示は、5.2～5.7によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の**箇条5**による。

5.2 納入書類

5.2.1 申請書類

D S P D 0 0 0 2 の5.3による申請書類の提出は不要とする。

5.2.2 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トラック1両につき**表4**とする。

表4－添付書類

名称	数量	注記
取扱説明書	各1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a)による。
納入装備品等の契約不適合に関する契約条項		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.4による。

5.2.3 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表5**の書類を提出する。
- b) 提出要領は、書面を基準とし、電子媒体で提出する場合は、その旨を事前に提出先に確認する。
- c) 別契約（過年度の契約を含む。）において、**表5**の書類を提出したことがあり、かつ、書類の内容に変更がない場合は、提出を省略してもよい。ただし、その場合は、当該書類に代えてその旨を記した提出書類省略願（様式適宜）を提出しなければならない。

表5－提出書類

名称	数量	提出先	提出時期	注記
取扱説明書	1	陸上自衛隊 補給統制本部	納入時	GLT-CG-Z000001 の 7.1 a) による。
完成品写真 ^{a)}	1組	火器車両部	完成検査合格後	前方、後方及び左右側方
注^{a)} 提出要領は、カラーキャビネ版4面又は1 600×1 200ピクセル以上のサイズの電子画像データ（J P E Gフォーマット）とする。				

5.3 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、**DSP D 0002**の**5.1**による。ただし、附属品のうち、安全バンドは、除く。

なお、携行工具は、梱包の上、操縦室内に積載する。

5.4 承認用図面等

契約の相手方は、**2.4**、**2.6**及び**2.7**について、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、**GLT-CG-Z000001**の**2.2**及び**箇条6**による。

5.5 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更をする場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提出する。

5.6 技術資料

契約の相手方は、検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって、開示しなければならない。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の**8.3**による。

単位 mm

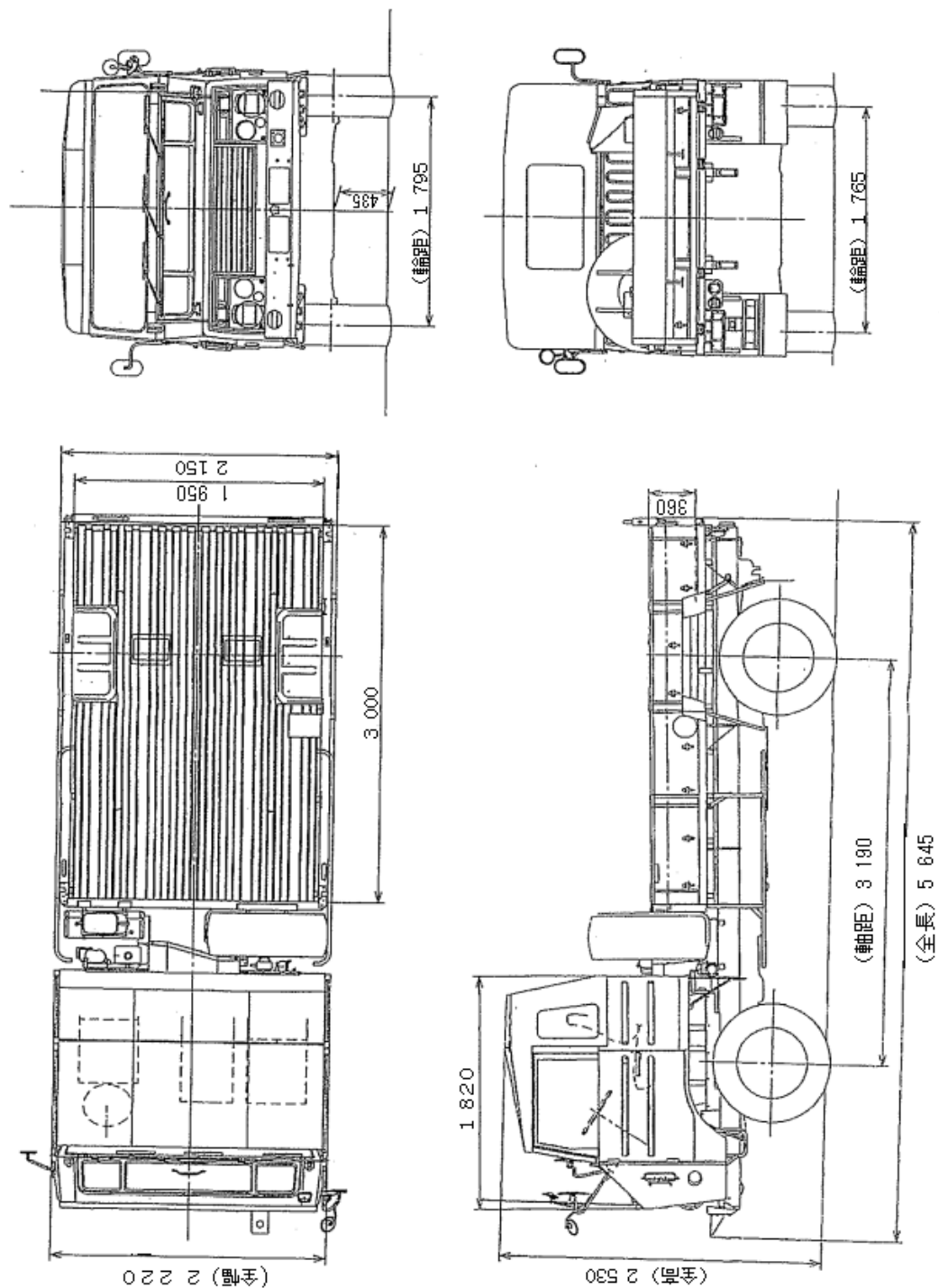


図1-1 1 1/2 tトラック (除染セット (除染装置Ⅱ型) 車体部)